

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 11号

発行 09年3月31日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

一人一人のが「訴訟勝利」のエネルギーです

当面する陳述書の提出に積極的な協力を!!

原告の皆さんいかがお過ごしですか。連日激しい爆音が続いているが、原子力空母ジョージ・ワシントンが火災事故の補修工事のため、5月中旬まで横須賀に滞在しますので長期にわたりこの爆音は続くことになります。「爆音がうるさい！」の怒りの声を、苦情電話・抗議電話を通じ政府や自治体に集中させていきましょう。さて、3月8日 原告団の第2回代議員総会が藤沢で開催されました。本号では、この定期総会での様子と、いま取り組んでいる「被害状況」「居住状況」陳述書の内容を中心に報告します。

特に二つの陳述書は裁判の成否に関わる極めて重要な作業になりますし、居住状況陳述書は個人の損害賠償額に関わるものもあります。ぜひ内容の理解を頂き、積極的に協力されるよう訴えたいと思います。

原告団第二回代議員総会が 藤沢産業センターで開かれました



報告に聞き入る参加者

《総会》

報告：藤沢支部 林田 秀美さん

第四次訴訟団の第2回総会が3月8日(日)14時から藤沢産業センターで開催されました。

総会については、藤沢・茅ヶ崎支部が準備等を担当することになりました。

まず、植木裕子藤沢支部ブロック長の司会で始まり、議長に市川武男さん（藤沢支部）を選出、書記に竹内順子さん（相模原支部）、議事録署名人に小川義郎さん（大和2支部）・木原義之さん（町田支部）が選出されました。

二見昇総会事務局長より資格審査の発表があり出席代議員数112名・委任状56名で総会の成立宣言がなされ全員で確認されました。

総会は藤田団長の挨拶から始まり、来賓として、厚木櫻同委員長鈴木保さん・弁護団長の中野新さんが挨拶され、続いて激励メッセージが披露され、岩国における訴訟団結成の報告があり大きな拍手で会場が盛り上がり、議事に入りました。

第1号議案 08年度活動報告では、提訴以来の口頭弁論対策や、他団体との共闘、独自行動等の報告があり、09年度活動方針では、裁判を勝利にするため原告陳述書（被害状況・居住状況）の作成を早急に実施する、他団体との共闘支援を推進する等が提案されました。

続けて、08年弁護団活動報告及び09年度活動計画が報告されました。

第2号議案 08年度会計報告及び会計監査報告。

第3号議案 09年度予算（案）が報告され、質疑応答を経て全議案が全員で承認されました。

総会アピールについては、金子豊貴男副団長が提案し全員で承認・採択されました。

藤田昌彦藤沢支部長の挨拶と、荻窪幸一副団長の閉会の挨拶で第2回総会は無事に終了しました。

《原告交流会》

引き続き、交流集会が会場を移して林田秀美（藤沢支部）幹事の司会で進行、藤田栄治団長の挨拶で始まり、来賓の阿部知子衆議院議員・加藤泉神奈川平和運動センター事務局長・檜鼻達美県央共闘会議事務局長から連帯と激励の挨拶をいただきました。

斎藤竜太相談役の音頭で乾杯をして、交流に移りました。

交流会では、多くの方々が、和やかにお互いの交流を深めあいました。交流会も盛り上がり、それぞれの自己紹介や決意なども述べられました。

四次訴訟の役員の紹介なども行われ、より一層の親睦を深めることができました。

最後に、諸行動の闇に勝利するため岡本聖哉事務局次長の音頭で団結頑張ろうを参加者全員で行い交流集会を閉会しました。



弁護団の紹介風景

原告の声

第2回代議員総会に参加して

相模原市在住：斎藤麻里子さん

相模原からの参加で、藤沢の会場まで遠く感じましたが、藤沢・茅ヶ崎もまた騒音区域とのことで、被害地域の拡大を感じました。総会は150名以上の方が会場を埋め尽くし活発な議論の中で、「裁判以外の場でも要請行動やうるさい時の抗議・苦情の電話など、原告一人一人が意識を高くもち行動しなければ勝てない」と言われ、遠慮がちになっていた苦情電話も思い直し、うるさい時は電話をかけるようにしています。

総会後に行われた交流会では、弁護団の方、支部の仲間との会話もはずみ、和やかに行われました。

同じ目的を持つ仲間と交流することができ、裁判勝利に向かって改めてがんばろうと思いました。

被告・国の暴論を許すな

第五回口頭弁論が開かれました

— 2月23日(月)：横浜地裁 —

被告：国の暴論「騒音は、転居すれば避けられる損害」に怒り！反論！

「第五回口頭弁論」が、去る2月23日(月)午後1時30分から、横浜地裁101号法廷で開かれました。冷たい雨にも関わらず多くの方々に参加して頂き、傍聴席を満杯にして、この訴訟にかける私たち原告の意気込みを、「被告・国や裁判所」にアピールすることが出来ました。

被告・国は昨年、12月10日の「第4回口頭弁論」で提出した「準備書面」で、「爆音被害は、究極的には厚木飛行場周辺からの転居によって避けることができる」という暴論を主張していました。これについて弁護団が「嘗てない暴論だ！」と厳しい反論がなされました。

原告意見陳述では、大和市上草柳8丁目住む村田信之さんが、「現住地に住み始めて以来40年」にわたる被害について、意見陳述を行いました。

●●雨にもめげず原告団集う●●



弁護士 関守 麻紀子

1 2009年2月23日、第5回口頭弁論期日がありました。

朝から雨が降っている上、ひどく寒い日でしたので、今日は傍聴に来られる人が激減するのではないか…、と心配だったのですが、時間になると、いつものように、法廷の傍聴席が埋め尽くされました。その様子を見て、心強く感じるとともに、身が引き締まる思いがしました。

2 今回は、村田信之さんが、原告として、意見陳述をしました。村田さんは、米軍機・自衛隊機の事故、墜落の不安に重点を置いて、飛行機の音が普段と違って聞こえるような時や、米軍ジェット機が2機ほど同時に発進したり、間を置かずに次々と連続して発進するような時は特に恐怖を感じる、と爆音の下で生活している人にしかできない表現で被害の実情を述べ、裁判所はぜひ現地で爆音を体験して欲しい、と訴えました。

3 被告国の主張～騒音について

被告国は、厚木基地の騒音被害について、

① 現在告示されているWECPNLの数値（W75、W80などのうるささの指標）は防衛施設方式により算定した値であるが、これでは数値が高すぎるので、「環境庁方式」で算定すべきである。「環境庁方式」で算出すると、現在のセンターよりも相当低い数値になる。

② 「環境庁方式」で算出すれば、W75の区域の騒音レベルは受容限度内と認められる。

③ 防音工事がされているし、日中はセンター外に通勤している者もいる、

④ したがって、原告ら全員が受容限度を超える損害を受けているとは到底考えがたい、などと主張しました。

「環境庁方式」、「防衛施設方式」などと言うと難しいですが、簡単に言うと、次のようにになります。厚木基地のような軍用飛行場では、航空機が飛んでるさい時と飛ばない時とではうるさが大きく異なるので、フライトのスケジュールが決まっていてるしさも一定している民間空港と同じ指標で騒音を評価することは適切ではありません。そこで、軍用飛行場の騒音の評価は、民間空港の騒音指標である「環境庁方式」に、航空機の飛行回数、騒音の継続時間、着陸音に補正を加えた指標である「防衛施設方式」によるべきとされています。「防衛施設方式」による方が、「環境庁方式」によるよりも高い数値になります。現在告示されているセンターも、「防衛施設方式」により算出されたものです。

これを、被告国は、「環境庁方式」によるべきだ、「環境庁方式」で算出すると現在のセンターよりも相当低い数値になる、W75の地域は受容限度内である（＝損害賠償請求は認められない）、と主張してきたのです。軍用飛行場の騒音がどのようなものであるか、その性質をまったくわきまえていない主張です。

4 被告国の主張～行政訴訟で

行政訴訟では、そもそも航空機の飛行の差止めの請求という裁判を行政訴訟として審理することができるのか、という形式面での議論が続けられています。具体的には、法律の条文に定められている「重大な損害を生ずるおそれ」が認められるかどうか、という問題について、被告国は、裁判例とも学説とも異なる独自の定義を主張して、重大な損害は認められない、と主張しているのです。そればかりではありません。原告らが被っている損害は、基地の周辺から転居すれば避けられる程度の損害に過ぎない、などと暴論を主張しています。加害者国が、被害住民に対して、引っ越しせば済む、と言うのです。このような国の態度は許されるべきではありません。

弁護団は、被告国の「重大な損害」に関する解釈や主張が到底認められるものではないことを論理的に主張し、転居すれば被害を避けられる、などという國の主張を鋭く追求しました。

5 これからも、弁護団は、知恵を絞って主張、立証を尽くして行きますので、応援よろしくお願いします。ともにがんばって行きましょう。

原告意見陳述（全文掲載）

（ジェット機墜落の恐怖を感じる）



大和市在住 村田 信之さん

1 私は、行政訴訟と民事訴訟の原告の村田信之です。

本日この場所で意見陳述の機会を与えて頂きましたことに御礼を申し上げます。

2 私の家は、基地の北端から約1.4キロのところにあり、90センターにあります。

今年は、1月7日頃から、1日に40～50機、自衛隊機やジェット機が飛ぶのが、毎日のように続いている。飛行は、午前8時30分前後の時間帯と午後2時から午後4時頃にかけての時間帯に集中しており、数分おきに飛行機の爆音がする状態です。こうなると、イライラさせられるし、会話はさえぎられる、電話で話もできない、テレビの音もかき消される。とても住んでいられる状態ではありません。

3 私が、現在の家に住み始めたのは、1968年、30歳の時です。その後結婚し、1969年からは、妻が同居するようになりました。結婚当初、私が夜、仕事を終えて帰宅すると、よく、妻が泣いていました。昼間、飛行機が怖かった、音が怖かった、と言つて泣いていました。その妻は、1981年4月、36歳の若さで亡くなりました。病気が見つかってすぐ大和市立病院に入院させたのですが、入院後、ノイローゼのようになってしまいました。薬も飲まず、食事も取らない状態でした。すぐに横浜市内の大学病院へ転院させましたが、転院後3ヶ月足らずで亡くなりました。結婚当初に泣いていた姿が思い出され、騒音や騒音の恐怖がストレスになっていたのではないか、と思えてなりません。

4 このようなことを契機に、騒音をなくす運動をしている団体を知り、これまで一緒に活動してきました。

1984年に提訴した第2次訴訟に加わり、原告として、また原告団の事務局長として、1997年に提訴した第3次訴訟では、原告ではありませんでしたが、文化自治会会長として地域のまとめ役をやり、これまで訴訟活動にかかわってきてています。

5 私の家からは、離陸直後や着陸態勢に入った米軍機や自衛隊機がよく見えます。

米軍ジェット機は、2機がほぼ同時に発進したり、数機が次々と連続して発進したり、それがくり返されることがあります。離陸直前のジェット機の写真、2機並んで飛んでいるところの写真をつけましたので、見て下さい。

そのような時は、爆音が数倍になったり、爆音が数分間途切れることなく続くので、耐えがたいうるさです。30分くらい続くこともあります。

爆音のうるさだけではありません。ジェット機が轟音を出してすごいスピードで2機並んで発進したり、数秒ごとに次々と飛び立つ様目にしてすると、1つ間違えば、接触して大事故になるのではないかと恐ろしくなります。

ジェット機の音が変わる時があります。そのような時も、墜落するのではないか、と感じます。米軍のジェット機の音は、普段は、「キーン」という頭に響くような金属音なのですが、それが、時々、濁ったような、頭というよりは腹に響くような音を出して飛ぶ時があります。そのような時は、「今日は音が変だな、いつもと違うな」と思い、エンジントラブルでも起きたのではないか、墜落するのではないか、と恐怖感を覚えます。

2003年頃だったと思いますが、たまたま、基地の上空に白い煙が立ちこめ、消防車、救急車が基地の方へ向かって出動するのを目の当たりにしたことがありました。何が起きたのか、事故が起きたのではないか、ととても恐怖でした。後から、基地に着陸したジェット機のタイヤがパンクする事故があったと知りました。これがもしエンジントラブルだったら、大惨事になっていたのでは！！

私が住み始めた頃に比べ、大和市の人口は、数倍にも増えているのです。昨年の12月9日、アメリカのカリフォルニア州で、米軍のF/A戦闘機が墜落する事故がおきました。エンジントラブルが原因と報道されました。墜落した戦闘機は厚木基地に配備されているのと同じF/A戦闘機です。エンジントラブルが原因ならば、厚木基地のジェット機も、同じトラブルが起こる可能性があるということです。墜落の恐怖が、ますます現実になりました。ひとたびジェット機が墜落したら、被害の大きさは、人口密度の低いアメリカとこの人口密集地である厚木基地の周辺とは、比べようもありません。

私たちは、防衛省、外務省、座間防衛局などに、事故の原因や対策について説明を求めましたが、全く何の回答ももらえません。事故を起こしたら、原因や今後の対策について説明をするのが常識だと思いますが、何も説明しないまま、ジェット機を飛ばし続けているのです。日本政府は、いったい、私たち国民のことをどう考えているのでしょうか。

6 過去3度の判決で、厚木基地の爆音は違法だとされています。特に3次訴訟の判決では、爆音の減少に努めない国姿勢にも言及されています。しかし、爆音は、少しもなくなっています。日本は法治国家ではないのですか。法治国家だとすれば、国は、判決の重みをかみしめ、爆音の解消に積極的に取り組むべきだと思います。

私たち住民は、騒音のない静かな空を1日も早く、と念じてやみません。

とくに、2機同時発進や、次々と飛び立つ連続発進は、すぐにやめもらいたいのです。

裁判長はじめ訴訟の関係者のみなさんは1日も早く、現地で騒音を体験され、原告たちの苦しみを肌で感じて頂きたいと思います。

ちょうど今、原子力空母ジョージワシントンが5月頃まで、修理のために横須賀基地に停泊しているようですので、是非、騒音を現地で体験して下さい。言葉や書類では感じない生の体験を是非現地でして下さることをお願いして、私の陳述を終わりたいと思います。

以上

第四回口頭弁論で、被告・国が暴論を主張



「厚木飛行場付近からの転居によって避けることのできる損害」

原告団・爆同、2月23日南関東防衛局長に文書で抗議申し入れ、

南関東防衛局、3月17日に口頭で回答



被告・国は、私たち原告にとって「許しがたいとんでもない暴論」を主張してきました。昨年12月10日に開かれた「第四回口頭弁論」で、「被告・国」が提出してきた「準備書面(2)」で、私たち原告が「艦載機の爆音で、健康を害されたり危険にさらされる」と、訴えている被害について、国側は「原告らの主張する損害がどのようなものであれ、防音工事等によって解消、あるいは軽減する性質のものであり、更にいえば、究極的には本件飛行場周辺からの転居によって避けることのできる性質の損害である」と主張してきました。

これまで、国側は私たちの抗議や申入れのたびに、「厚木基地周辺住民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしている。周辺住民の痛みは充分理解しています」などと言ってきたことや、過去30数年におよぶ3回の訴訟でもなされなかった主張であり、「厚木基地周辺の住民は、爆音がうるさかつたら出て行け」と言っているのに等しい暴論です。

私たちは、この見過すことのできない暴論に激しい怒りと憤りをもって、2月23日(月)「第四回口頭弁論」終了後、厚木爆同・平和運動センターと共に、「南関東防衛局」に出向き、文書で抗議するとともにその真意を回答するよう要請しました。

その要請に応え、回答・折衝が南関東防衛局の指定で3月17日(火)午後2時から防衛局で行われ、爆同・平和運動センター・四次訴訟団から10名が折衝に臨みました。

しかしながら、防衛局の回答は「裁判は係属中であり、主張は法廷で争う」として、具体的な回答は得られませんでした。私たちは、この国の暴論に対して引き続き、納得のいくまで抗議・折衝を行って行きます。

映画「アメリカばんざい」を鑑て 本当のアメリカが見えた

米陸軍の求人活動を最近テレビで見た。ショッピングセンターにおかれた求人事務所には装甲車のシュミレーション装置が置かれ、青年が機関銃で敵を倒して進む模擬体験をしている。ゲームセンターのようだ。最近の経済状況で陸軍兵士の採用は目標人員の100%に達しているという。

卒業後、広い世界を見なくて海兵隊に入ったジェフさんは、沖縄で核爆弾組立の任務を与えられ、上官から広島・長崎の成果の映像を見せられた。その時、自分の任務の恐ろしさを感じた。戦闘を何度もしないゲームではなく、人命を奪う活動としてアリティーを感じただろう。

映画では帰還兵たちが、戦地での生命を脅かされ、生命を奪う経験によるPTSDから職につけずにホームレスで暮らす様子が詳しく描かれている。軍隊で技術を身につけ、金を貯め、除隊後は生活の展望が開けるはずだった。ベトナム戦以来どれだけの兵士が除隊後このような障害を背負って生きているのだろうか。

寄稿：海老名在住：石川秀明さん

被告・国が暴論を主張した「準備書面」(写)

平成19年(行ウ)第100号 航空機運航等差止請求事件

原 告 藤田栄治 ほか57名

被 告 国

立 卷 依 傷 書 面 (2)

平成20年12月10日

横浜地方裁判所第1民事部 御中

被告指定代理人

森 博英

齊藤由美子

高橋憲昭

今井健一

2 原告らが主張する損害の性質及び程度

(1) 一方、原告らが本件飛行場を離着陸する航空機の騒音によって被ったと主張する「損害の性質及び程度」について見ると、原告らは、差止めを求める理由として、会話妨害、テレビ・ラジオの聴取妨害、思考・読書・趣味生活の妨害、職業生活の妨害、教育の妨害、交通事故の危険、睡眠妨害、血圧上昇、胃の収縮、循環器系・消化器系・内分泌系への悪影響、筋力損失、耳鳴りなどの被害を生じていると主張し(訴状19ないし21ページ)、原告準備書面(3)13ページでは、「激甚な航空機騒音に曝露されることにより、聽覚障害や虚血性心疾患の発症など、健康を害されたりその危険に曝されるという被害を被った」と主張する。

(2) しかしながら、答弁書11ページで述べたとおり、騒音によって日常生活に支障を及ぼすような生活妨害があったとしても、そのような損害は、社会通念上その後の金銭賠償による回復をもって満足することもやむを得ない性質のものというべきものである。また、このような生活妨害の程度を超えるような健康影響や健康被害が騒音によって生ずるか否かは明らかではないが、その点においても、原告らの主張する損害がどのようなものであれ、防音工事等によって解消、あるいは軽減する性質のものであり、更にいえば、究極的には本件飛行場周辺からの転居によって避けることのできる性質の損害である。

陳述書（被害状況・居住状況）の作成が始まります 皆さんご協力下さい

私たちが闘っている「第四次爆音訴訟」で、裁判所が判決を出すにあたって「現地検証」とともに最も重要な判断のもととなる「陳述書」の作成が始まりました。

当面は、弁護団から推薦された672名の方々に
「陳述書」を書いていただきます。

この「陳述書」は、裁判の判決「特に損害賠償の有無に大きな影響があります」ので、ご面倒でも必ず書いていただく必要がありますので、ご協力ををお願い致します。

(1)「陳述書」は

①陳述書（被害状況）＝ 航空機の爆音による具体的な被害の状況など

②陳述書（居住状況）＝ 提訴時の住所に住み始めた時期やその理由、転居の確認

③健康被害についてのアンケートの3通です

【注】*①と③は672名の方々に書いていただきます

*②は原告全員に書いていただきます

(2)「陳述書」は、弁護士が清書して作成します。

*弁護士が、原告の一人一人と面談して、原告の話を聞きながら清書します。

(3)「陳述書」の「下書き用」に、言いたいことや被害の状況、住み始めた時期、転居の有無・時期を書いておいて下さい。

*「陳述書」下書き用の用紙は当面、672名の方々に郵送致します。

(4)「陳述書」の作成日程、会場は(3)の用紙と一緒に郵送します。

*作成日程と会場は各支部で準備します

(5)作成日程と会場はおよそ次の通りです。(開場は毎日9時30分)

- 綾瀬支部・4月 4日(土)・4月12日(日)【会場】綾瀬中央公民館
- 海老名支部・4月12日(日)【会場】柏ヶ谷コミセン
- 座間支部・4月 5日(日)【会場】ひばりヶ丘コミセン・東地区文化センター
- 相模原支部・4月11日(土)・4月19日(日)・4月25日(土)
【会場】・上鶴間公民館・若葉・さつき自治会館・金子ときお事務所
(日時に注意)
- 町田支部・4月19日(日)【会場】・町田市民文学館ことばランド
- 藤沢・茅ヶ崎・4月18日(土)・4月25日(土)【会場】・フジ サワ名店ビル
- 大和第2支部・5月10日(日)他、【会場】・西鶴間連合自治会館
- 大和第5支部・6月14日(日)【会場】・未定
- 大和第6支部・4月26日(日)・5月 9日(土)【会場】・未定

以下の大和各支部は開始日と6月までの開催回数

7月以後の日程と会場は未定

10. 大和第1支部・5月 9日(土)と6月末までに3回
11. 大和第3支部・5月17日(日)と6月末までに3回
12. 大和第4支部・5月30日(土)と6月末までに3回

苦情の電話は月ごとに集計され発表されています。米軍は苦情件数でうるささを判断します。

騒音がうるさいときは抗議と「苦情の電話をしよう」

抗議の電話は

防衛省南関東防衛局座間防衛事務所
電話：046-261-4332
夜間・休日：045-211-7386

苦情の電話は各市の涉外課・基地対策課・企画調整課へ

大和市基地対策課・046-260-5312
大和市役所・046-263-1111
綾瀬市基地対策課・0467-70-5604
海老名市企画経営課・046-231-2111
座間市涉外課・046-252-8307
相模原市涉外課・042-769-8207
藤沢市涉外課・0466-25-1111 (代) 内線2181
町田市企画調整課・042-724-2103
神奈川県基地対策課・045-210-3375

新嘉手納で見たエネルギー 56億2700万円の損害補償を支払えと 福岡高裁那覇支部は国に命じた



2月27日沖縄新嘉手納基地爆音訴訟の判決がありました。全国から集まつた支援団体、全国基地爆音訴訟原告団の私たちは26日現地入り、新嘉手納訴訟団の熱烈な歓迎を受けました。以後スケジュール表に基づいて行動に取り組みました。

福岡高裁那覇支部前で気勢を上げる支援団体

(第四次厚木爆音訴訟団から、飯森厚研事務局長、齋藤事務局長、野口事務局次長、藤沢支部より林田秀美幹事、町田支部より新井真知子支部長が参加) 上の写真は(福岡高裁那覇支部)裁判所前の公園で気勢を上げる原告団と支援団体、この判決の意義はその後の岩国裁判や四次訴訟等にも勝訴の流れをつくる裁判として大きな影響を与えるものですから、と原告団、支援団体とも勝訴に向けエネルギーに盛り上がりました。

新嘉手納の爆音裁判で那覇地裁沖縄支部は75デシベルについては賠償の対象外としていたため、原告が控訴していたものの、結論から言うと新嘉手納訴訟の控訴審判決で福岡高裁那覇支部は27日、75デシベルは受忍限度を上回る強い騒音にさらされているとして、騒音の違法性を認めました。

しかし、21人の原告については対象外とし、総額約56億2700万円の支払いを国に命じました。聴力損失などの健康被害についての因果関係を認めず、夜間と早朝の飛行差し止め請求を避けました。弁護団は原告団と協議、21人等を含めて上告をすることにしました。

沖縄県の副知事は判決を評価しながらも県が取り組んだ健康被害に対する問題、深夜早朝の騒音被害は人ごとのようでは残念だ、人権侵害だと憤慨していました。

私たち四次訴訟の原告団は翌28日宜野湾市の市議会議員桃原さんの案内で嘉手納基地や米軍住宅などの視察を行いました。
米軍住宅は民間の借り上げ2階戸建ての住宅で、バーベキューや日光浴などが出来るスペースがあり、マイカー(Yナンバー)の車がずらりと並んでいました。
桃原さんの説明によるとこの住宅前でバーベキューなどやっているのを見かけますよ、都会から来た人たちにはうらやましいスペースではないかと思うでしょう、とのこと、全くその通りです。



嘉手納基地・アメリカ軍住宅

これからのお口頭弁論期日

第6回口頭弁論：4月22日(水)集合12時30分(横浜スタジアム前)
報告集会：「ワークピア」(裁判所より徒歩5分)

第7回口頭弁論：6月22日(月)集合12時30分(横浜スタジアム前)
報告集会：「波止場会館」(裁判所より徒歩5分)